

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター
岐阜県農商工連携ファンド事業費助成金交付要領実施細則

1 総 則

この細則は、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター岐阜県農商工連携ファンド事業費助成金交付要領（以下「要領」という。）の実施について定めるものとする。

2 助成金の交付申請

- ① 要領第6条に規定する助成金の交付申請書の様式は、別記第1号様式、第2号様式、第2号様式別表、第2号様式別表2、第2号様式-2、第2号様式-3、第2号様式-4及び第2号様式-5とする。
- ② 事業の助成期間が1年を超える場合における2事業年度目以降の交付申請については、前事業年度における助成事業の期間の終了の日までに行うこととする。

3 事業の事前着手

要領第7条第2項に規定する事前着手理由書の様式は、別記第3号様式とする。

4 助成金の交付決定

要領第10条に規定する助成金の交付決定通知書の様式は、別記第4号様式とする。

5 事業計画の変更等の承認申請

要領第12条第1項の規定により理事長の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、別記第5号様式、別記第6号様式及び別記第7号様式とする。

6 状況報告

要領第15条に規定する助成事業の遂行の状況報告書の様式は、別記第8号様式とする。

7 実績報告書

- ① 要領第18条及び第21条第3項に規定する実績報告書及びその添付書類の様式は、別記第9号様式、第10号様式、第11号様式及び第12号様式とする。
- ② 要領第18条に規定する実績報告書の提出期限は、助成事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同様。）の日から起算して30日を経過した日又は助成事業の期間の終了の日から起算して10日を経過した日のいずれか早い日までとする。

8 助成金の額の確定

要領第19条に規定する助成金確定通知書の様式は、別記第17号様式とする。

9 助成金交付請求書

要領第21条第2項に規定する請求書の様式は、別記第14号様式とする。

10 財産の処分の制限

要領第26条に規定する財産の処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に定める期間とする。

11 書類、帳簿等の保存期間

要領第28条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、助成事業が完了した年度の翌年度以降5年間とする。ただし、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分の制限を受ける期間が5年間を超える場合にあっては、当該5年間を超える期間とする。

12 企業化状況報告書

要領第29条第2項に規定する企業化状況等報告書の様式は、別記第15号様式とする。

附 則

この細則は、平成20年7月9日から施行する。

附 則

この細則は、平成21年1月29日から施行する。

附 則

この細則は、平成22年3月29日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

(細則附表)

番号	様式名	提出を要する事業	条文
1号	助成金交付申請書	全事業	6
2号	申請者の概要	〃	6
2号別表	連携体の構成員一覧表	〃	6
2号別表2	役員等に関する事項	〃	6
2号-2	前年度助成事業の実績（見込）評価	継続申請事業	6
2号-3	事前計画書	全事業 〃	6
2号-4	収支予算書	〃	6
2号-5	次年度以降の事業計画	〃	6
3号	事前着手理由書	事前着手を行う事業	7
4号	交付決定通知書	（産経センターが通知）	10
5号	変更・中止・廃止承認申請書	全事業（必要な場合）	12
6号	変更事業計画書	〃	12
7号	変更収支予算書	〃	12
8号	遂行状況報告書	全事業	15
9号	実績報告書	〃	18、21
10号	事業実績報告書	〃	18、21
11号	収支精算書	〃	18、21
12号	支出明細報告書	〃	18、21
13号	助成金確定通知書	（産経センターが通知）	19
14号	助成金交付請求書	全事業	21
15号	企業化状況等報告書	〃	29